

公営住宅への入居者募集

次のとおり3種類の公営住宅の入居者募集を行います。

【募集期間】①都営住宅・2月1日(木)～9日(金)

②市営住宅・2月16日(金)～22日(木)

③都営住宅(地元割当)・2月16日(金)～22日(木)

※要件を満たせば3種類すべてに応募が可能です。

【申込書の配布場所】市役所1階ロビー※①は、募集期間中のみ東京都住宅供給公社のホームページ(<http://www.tokousya.or.jp/>)からダウンロードできます。

【申込資格】募集住宅に応じて異なります。必ず期間中に配布する募集案内またはホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

《①都営住宅について》

【募集住宅】①家族向(ポイント方式)※単身の方は、ポイント方式は申し込みません。②単身者向・単身者用車いす使用者向・シルバーピア(高齢者集合住宅)

【申込方法】2月15日(木)までに申込用紙を東京都住宅供給公社へ郵送してください。

【問合せ】J K K 東京(東京都住宅供給公社)募集センター(申込期間中) ☎ 0570・010・810 ※土・日曜日を除く。

・まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961

《②市営住宅および③都営住宅(地元割当)について》

【募集住宅】右表の通り

②今回募集する市営住宅

住宅区分	年齢要件	住宅名称	部屋番号	間取り
一般住宅(2人以上世帯用)	成年者	第二市営住宅(福生921番地)	2号棟102号室	3DK
		第三市営住宅(武蔵野台二丁目13番地)	3号棟201号室	
高齢者住宅(単身者用)	65歳以上	第二市営住宅(武蔵野台二丁目7番地)	B棟304号室	1DK
高齢者住宅(2人世帯用)		シルバーピア福生(福生2216番地6)	202号室 307号室	2DK

③今回募集する都営住宅(地元割当)

住宅区分	年齢要件	住宅名称	部屋番号	間取り
高齢者住宅(単身者用)	65歳以上	都営熊川アパート(熊川1143番地23)	23号棟(1戸)※号室不明	1DK

【申込方法】申込用紙に必要事項を記入して、それぞれ62円切手1枚をご用意のうえ、午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後8時まで)の間に市役所第一棟3階まちづくり計画課住宅グループへ直接持参してください(郵送不可)。

※添付する証明書類はありません。申込用紙をその場で記入・提出したい場合は、ご家族の所得額をメモ等に控えてお持ちください。なお、日曜日は受付していません。

【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961

住宅リフォーム工事相談を開催します



市内の専門業者が相談をお受けしますので、リフォームを計画中の方はこの機会にお気軽にご相談ください。

【日時】2月27日(火)午後1時30分から※一人あたり30分の相談

【場所】市役所1階1番秘書広報課広報広聴係内市民相談室

【定員】先着5人(予約制)

【申込み】2月5日(月)～16日(金)の間に電話でまちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961 へ。



医療費控除(介護保険サービス)について

▼介護保険サービス利用料は確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

〈表1〉は居宅サービスを利用した場合、〈表2〉は施設サービスを利用した場合です。

▼介護保険料は社会保険料控除の対象になります

特別徴収の方は、日本年金機構からの公的年金等の源泉徴収票を確認してください。

普通徴収の方や、額が不明な場合は市役所1階9番介護福祉課介護保険係の窓口へ身分証明書等をご持参のうえ、お問い合わせください。

なお納税義務者と別世帯の方が来庁される場合は、身分証明書に加え、納税義務者からの委任状が必要です(電話での問合せには個人情報保護の観点からお答えできません)。

▼寝たきりの方のおむつ代の医療費控除について

傷病によりおむつね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。

医療費控除を受けるためには、その方の治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」と、支出したおむつ代の領収書を、確定申告書に添付するか、提示する必要があります。

医療費控除を受けるのが2年目以降である場合は、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市が確認した書類、またはその主治医意見書の写しの添付または提示でも可能です。

【問合せ】〈医療費控除について〉青梅税務署 ☎ 0428・22・3185

〈介護保険について〉介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

〈表1〉医療費控除の対象(または対象外)となる介護保険制度下での居宅サービス等について

	居宅サービス等の種類
① 医療費控除の対象となる居宅サービス	○訪問看護 ○介護予防訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導(医師等による管理・指導) ○介護予防居宅療養管理指導 ○通所リハビリテーション(医療機関でのデイサービス) ○介護予防通所リハビリテーション ○短期入所療養介護(ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一休型事業所で訪問看護を利用する場合に限る ○複合型サービス ※前記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る
② 上記①の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるもの	○訪問介護(ホームヘルプサービス) ※生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)中心型を除く ○夜間対応型訪問介護 ○介護予防訪問介護(平成30年3月末まで) ○訪問入浴介護 ○介護予防訪問入浴介護 ○通所介護(デイサービス) ○地域密着型通所介護(平成28年4月1日から) ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防通所介護(平成30年3月末まで) ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○介護予防短期入所生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一休型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る ○看護小規模多機能型居宅介護 ※医療系介護サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る ○地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く) ○地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く)
③ 医療費控除の対象外となる居宅サービス等	○訪問介護(生活援助中心型) ○認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) ○介護予防認知症対応型共同生活介護 ○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具貸与 ○複合型サービス(生活援助中心型の訪問介護の部分) ○地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスに限る) ○地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスに限る) ○地域支援事業の生活支援サービス

〈注〉・指定居宅サービス事業者等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されます。
・交通費のうち、通所リハビリテーションや短期入所療養介護を受けるため、介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設へ通う際に支払う費用で、通常必要なものは医療費控除の対象となります。
・高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算します。

〈表2〉医療費控除の対象となる介護保険制度下での施設サービスについて

施設名	医療費控除の対象	医療費控除の対象外
指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	施設サービスの対価(介護費、食費および居住費)として支払った額の2分の1相当額	日常生活費 特別なサービス費用
指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価(介護費、食費および居住費)として支払った額	

〈注〉・日常生活費とは、理美容代やその他施設サービス等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものの費用で、その入所者に負担させることが適当と認められるものです。なお、入所者に係るおむつ代は介護費として介護保険給付の対象に含まれ、その自己負担額(指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設についてはその2分の1相当額)が医療費控除の対象となります。
・介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設の個室等の特別室の使用料(診療または治療を受けるためにやむを得ず支払うものに限る)は医療費控除の対象となります。
・高額介護サービス費として払戻しを受けた場合、高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をします。なお、指定介護老人福祉施設および指定地域密着型介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費は、その2分の1相当額を医療費の金額から差し引きます。